

平成 2 3 年 9 月定例会

文教厚生委員会説明資料

病 院 局

目 次

I 提 出 予 定 案 件	1
1 病 院 事 業 会 計	1
(1) 平成22年度徳島県病院事業会計決算	1
2 そ の 他 の 議 案 等	1
(1) 損害賠償の額の決定について	1

Ⅰ 提出予定案件

1 病院事業会計

(1) 平成22年度徳島県病院事業会計決算

平成22年度徳島県病院事業会計の決算を地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。

2 その他の議案等

(1) 損害賠償の額の決定について

ア 民法上の和解に伴う損害賠償（医療事故）の額の決定について

民法第695条の規定により和解することに伴い、次のとおり、県の義務に属する損害賠償の額を決定する。

和解の相手方	和解の要旨
三好市在住 1名	徳島県は、相手方に対し、徳島県立三好病院において発生した医療事故に基づく損害賠償金金13,152,951円から高額療養費返還分金426,073円を除いた金12,726,878円を支払う。

提案理由

損害賠償請求に関する民法上の和解に伴う損害賠償の額の決定について、徳島県病院事業の設置等に関する条例の規定により議決を経る必要がある。